

# 第29回網走市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年11月28日(月) 午後2時30分から午後3時27分
2. 開催場所 網走市役所西庁舎2階会議室
3. 出席委員 17人  
会長 17番 山田 健一  
会長職務代理者 11番 山本 登  
委員 1番 居内 和則  
2番 鬼塚 秀明  
3番 鎌田 直人  
4番 川崎 伸弘  
5番 遠藤 優一  
6番 福田 稔  
7番 松尾 貴子  
8番 藤田 政揮  
9番 中川 一弘  
10番 立石 雄治  
12番 小田切 英治  
13番 佐々木 義彦  
14番 鈴木 圭一  
15番 矢萩 一毅  
16番 首藤 勝広
4. 欠席委員 無し
5. 議事日程  
報告第 1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更について  
議案第 1号 現況証明について  
議案第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について  
議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第 5号 農地法第5条の規定による許可の変更申請について  
議案第 6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について  
議案第 7号 農地保有合理化事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条規定による農用地利用集積計画の決定について  
議案第 8号 「農地等利用最適化の推進施策に関する意見書」の提出について
6. 議事録署名委員 7番 松尾 貴子 8番 藤田 政揮
7. 出席事務局職員  
事務局長 川合 正人  
事務局次長 高畑 公朋  
事務局主査 竹岡 亮  
農地係主事 安藤 愛子

## 8. 会議の概要

事務局長	ただ今より、網走市農業委員会第29回総会を開催いたします。初めに、山田会長よりご挨拶をお願いいたします。
会長	(挨拶)
事務局長	次に、会議の議長についてであります。網走市農業委員会会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたします。
議長	本日の出席委員は17名で、定足数に達しておりますので、ただ今から開会いたします。本日の会議の議事録署名委員として、7番松尾委員、8番藤田委員の両委員を指名いたします。
	それでは、初めに事務局より報告を受けます。報告第1号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積の変更について」、事務局に報告の説明を求めます。
事務局 議長	(報告第1号の朗読説明) 報告の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。 (質疑なし)
	なければ、以上で報告を終わります。それでは、議案の審議に入ります。初めに、議案第1号「現況証明について」を議題とします。事務局に、議案の説明を求めます。
事務局 議長	(議案第1号の朗読説明) 議案第1号について説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。 (質疑なし)
	それでは、おはかりいたします。議案第1号については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしとの声あり)
	異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」を議題とします。事務局に、議案の説明を求めます。
事務局	(議案第2号の朗読説明)
	なお、農地法第18条第6項の規定の通知については、農地法第18条第1項各号に記載の許可不要要件に該当する場合のみ賃貸借契約を解除できるものでございます。許可不要要件については、別紙資料1の1ページに記載しております。以上です。
議長	議案第2号について説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。 (質疑なし)
	それでは、おはかりいたします。議案第2号については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしとの声あり)
	異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第3号については、初めに1番について説明を受けることとします。これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項につい

議長

て、その議事に参与することができませんので、3番、鎌田委員の退席を求めます。

(鎌田委員退席)

事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第3号1番の朗読説明)

なお、議案第3号1番につきましては、農地法第3条第2項各号に該当する場合は、不許可となるものでございますが、別紙資料1の2ページに記載しておりますように、申請内容及び現地調査における調査結果では、不許可要件には該当しないとのことでございます。以上です。

議長

議案第3号1番について説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第3号1番については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

(鎌田委員着席)

次に、議案第3号2番から3番について説明を受けることとします。

事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第3号2番から3番の朗読説明)

なお、議案第3号2番から3番につきましては、農地法第3条第2項各号に該当する場合は、不許可となるものでございますが、別紙資料1の3ページに記載しておりますように、申請内容及び現地調査における調査結果では、不許可要件には該当しないとのことでございます。以上です。

議長

議案第3号2番から3番について説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第3号2番から3番については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第4号の朗読説明)

なお、議案第4号につきましては、農地法第5条の許可要件を満たす必要がございますが、申請書と現地調査結果に基づく審査基準表につきましては、別紙資料1の4から5ページに記載しております。以上です。

議長

議案第4号について説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第4号については、農地法第5条の許可基準を満たすものとして原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

議長 異議なしと認め原案どおり決定いたします。次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可の変更申請について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局 (議案第5号の朗読説明)

なお、議案第5号につきましては、農地法第5条の許可要件を満たす必要がございますが、申請書と現地調査結果に基づく審査基準表につきましては、別紙資料1の6から7ページに記載しております。以上です。

議長 議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第5号については、農地法第5条の許可基準を満たすものとして原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め原案どおり決定いたします。次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局 (議案第6号の朗読説明)

なお、議案第6号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の8ページに記載しております。以上です。

議長 ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、報告を求めます。

1番 はい、何もございませんでした。

議長 議案の説明、農地常任委員会からの報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第6号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第7号「農地保有合理化事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局 (議案第7号の朗読説明)

なお、議案第7号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の8ページに記載しております。以上です。

議長 ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、報告を求めます。

1番 はい、何もございませんでした。

議長 議案の説明、農地常任委員会からの報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第7号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

議長

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第8号「農地等利用最適化の推進施策に関する意見書の提出について」を議題とします。なお、本件につきましては、農政常任委員会へ作成を付託された案件でございますので、農政常任委員長の報告を求めます。

5番

それでは、「農地等利用最適化の推進施策に関する意見書」について報告いたします。本件は、8月26日に開催された第26回総会において、農政常任委員会に「意見書」の作成が付託されたところです。これまで、2回の農政常任委員会を開催し、農業を取り巻く環境の変化への対応策や、網走市の農業を次世代に向け持続的に発展させていくための推進施策について協議を行ってまいりました。

協議の過程についてですが、まず、昨年提出した7つの項目について現状を確認した後、記載内容について協議・検討し、必要に応じて加除修正を行うとともに、新たな課題として「肥料・飼料・生産資材・燃料等の高騰緊急対策」と「鳥インフルエンザの対策」の2項目を加え9つの項目に整理し、「意見書」として取りまとめたところです。

この「意見書」について、本総会で承認された場合は、12月7日午後2時に、山田会長山本代理、両常任委員会の正副委員長の6名が、農業委員会を代表して市長を訪問し、「意見書」を手渡す予定となっております。

なお、「意見書」の内容は、資料2のとおりとなっており、詳細については事務局から説明いたします。

事務局  
議長

(議案第8号の朗読説明)

農政常任委員会からの報告、議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第8号は、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

以上で、議案の審議は全て終了いたしましたので、網走市農業委員会第29回総会を閉会いたします。